

遠別町個別排水処理事業経営戦略

平成 2 9 年 3 月

北海道遠別町

遠別町個別排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 遠別町

事 業 名 : 個別排水処理施設整備事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年11月28日(16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非 適 用
処理区域内人口密度	-	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(特定環境保全公共下水道区域以外)		
処 理 場 数	113基(平成27年度末)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道区域以外は個別排水処理施設整備により実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	個別排水処理施設使用料は1m ³ 毎の従量料金を採用し、平成19年に改定した178円/m ³ となっている。 今後は消費税増税時に料金の見直しを考えているが、近隣町村の状況や社会情勢など見極め適正な料金設定を検討して行く。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,560 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,560 円
	平成26年度	3,560 円		平成26年度	3,560 円
	平成27年度	3,560 円		平成27年度	3,560 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>経済課水道係</p> <p>平成28年度現在、経済課水道係による3人体制で、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、個別排水処理施設整備事業について、それぞれ兼務しながら業務に従事している。 職員給与の予算措置は、簡易水道事業特別会計で1人、下水道特別会計に2人を計上している。</p>
事業運営組織	(経済課) 経済課長、水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務を民間委託。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	-

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付。(別紙 経営比較分析表)

2. 経営の基本方針

下水道区域以外は建設コスト及び維持管理費等を考え、今後も個別排水処理施設整備により合併浄化槽の設置を進め、生活排水対策の推進を図る。
本事業は、平成13年度から整備され直近5か年は毎年2～3基程度の整備状況である。今後も同様に整備が進むものと考えているが、業務の効率化とコスト削減に努め、個別排水処理施設未設置者の水洗化を促進する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成34年度まで毎年3基、平成35年度以降は毎年2基の設置数を整備予定。

② 収支計画のうち財源についての説明

平成34年度まで毎年3基、平成35年度以降は毎年2基を計画し算定基準とし設定した。
使用料収入は水洗化率の若干の向上が期待されるが、人口減少等に伴って急激な減収は無いものの横ばいか若干の減少になると予想される。
今後の増収は見込めない状況のため次期消費増税時は料金の見直しを検討する。
使用料値上げは受益者平等負担の観点から、下水道使用料と同額が望ましいと考えており下水道使用料と併せて検討予定。
当面は使用料収入で賄いきれない費用は基準外繰入で算定する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理業務の民間委託を継続することにより人件費の削減を図りながら、現在の職員数を維持する。

維持管理費等も設置基数増加に伴い増加傾向にあるが、適正な施設運用に努め費用の抑制を図ると共に、浄化槽の適正な使用方法を設置者に周知し施設の延命化を図りながら、修繕費の軽減に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	個別排水処理施設整備を維持する。
投資の平準化に関する事項	-
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	次期消費増税に使用料の改定について検討する。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	-
職員給与費に関する事項	現状を維持する。
動力費に関する事項	-
薬品費に関する事項	-
修繕費に関する事項	老朽化に伴い修繕費も増加することが見込まれるが、定期的な点検を実施することにより、修繕費用削減を図る。
委託費に関する事項	法定検査を実施し、適正な浄化槽の維持に努める。
その他の取組	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	決算終了毎に収支計画等の更新を行い、5年を目処に見直しを行う。
---------------------	---------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I) (J)												
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)												
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	68.1	67.4	67.2	69.2	72.9	77.5	77.4	77.2	77.0	76.8	76.5	76.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	3,699	3,668	3,666	3,664	3,662	3,660	3,658	3,655	3,650	3,640	3,640	3,630
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	67,676	63,434	59,118	54,726	50,704	47,315	44,647	41,928	39,159	36,337	33,463	30,534

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		5,340	5,250	5,317	5,383	5,455	5,540	5,631	5,725	5,819	5,876	5,921	5,946
うち基準内繰入金		1,800	1,675	1,571	1,495	1,425	1,367	1,317	1,266	1,214	1,161	1,106	1,051
うち基準外繰入金		3,540	3,575	3,746	3,888	4,030	4,173	4,314	4,459	4,605	4,715	4,815	4,895
資本的収支分		5,821	7,604	7,968	9,573	8,939	8,218	8,268	8,319	8,371	6,664	6,719	6,774
うち基準内繰入金		1,035	949	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016
うち基準外繰入金		4,786	6,655	6,952	8,557	7,923	7,202	7,252	7,303	7,355	5,648	5,703	5,758
合計		11,161	12,854	13,285	14,956	14,394	13,758	13,899	14,044	14,190	12,540	12,640	12,720

経営比較分析表

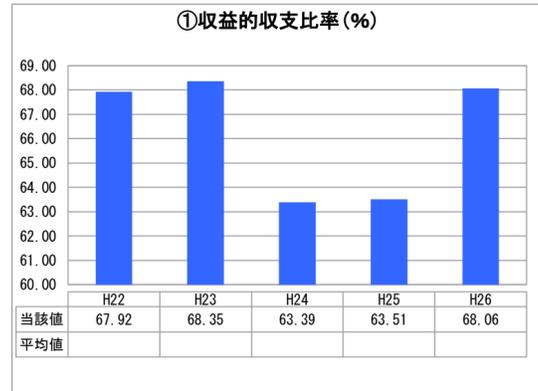
北海道 遠別町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	19.62	100.00

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,901	590.80	4.91
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
562	589.86	0.95

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【】	平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



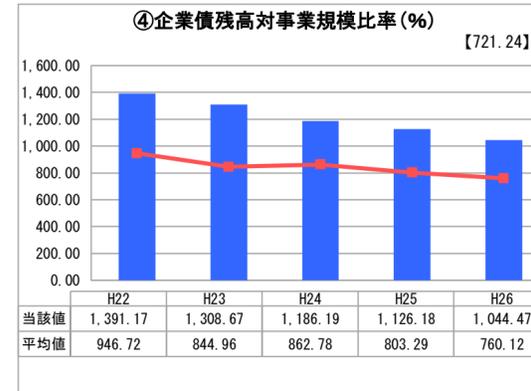
「単年度の収支」



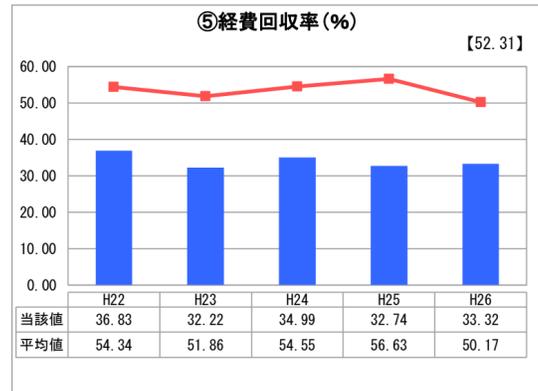
「累積欠損」



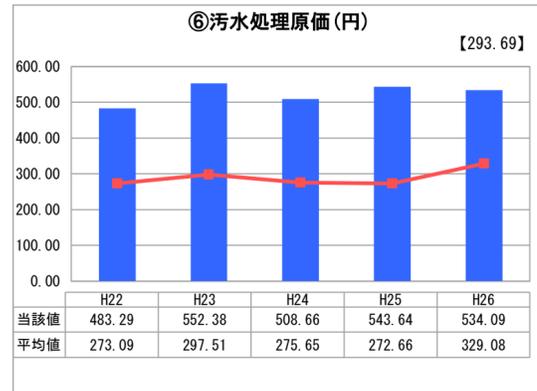
「支払能力」



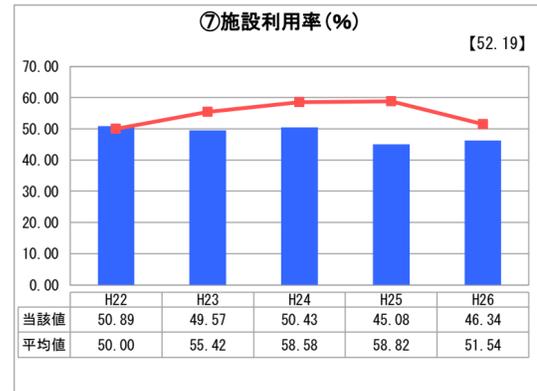
「債務残高」



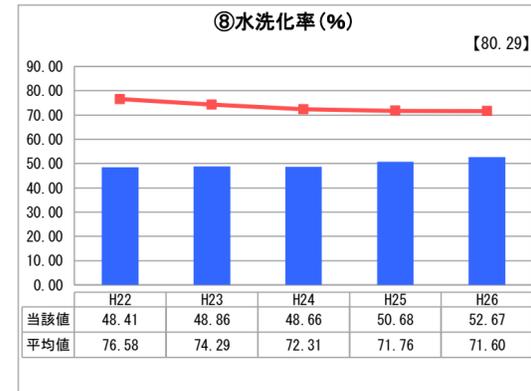
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

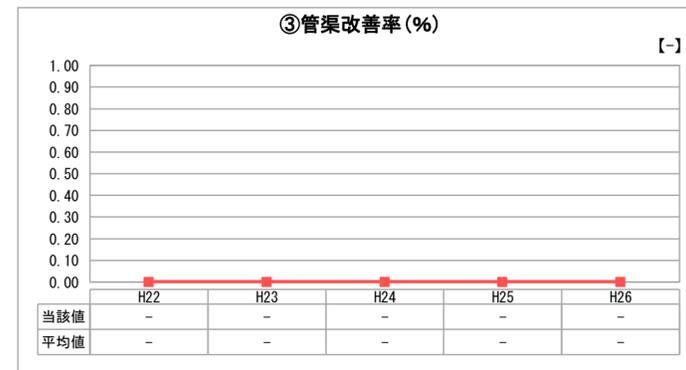
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

下水道使用料と同額に設定しているため、一般会計繰入金で不足分を賅っている。
合併浄化槽は、下水道処理区域外の複数集落に設置されており、範囲が広く効率性は悪い。

2. 老朽化の状況について

平成13年より合併浄化槽の設置、維持管理を町費で行っている。
今後、高齢化に伴う浄化槽の廃止や休止に対する対策が必要になってくると考える。

全体総括

個別排水使用料の増額改定の検討、建設費に係るコスト及び維持管理経費の削減を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。